

●消費生活相談事例●

電気契約の切り替えトラブル



電力会社を名乗る業者から、「今よりも電気料金が安くなるので、話を聞いて欲しい」と女性の声で電話がかかってきた。話を聞くだけならと了承したら、翌日男性から電話がかかり、しつこく勧誘されたので根負けして書類を送るように伝えた。数日後、「申し込みありがとうございます。」と電気契約の切り替え手続きの書類が送られてきて、先日の電話で契約の申し込みをしたことになっていたことがわかった。不審なので解約したい。(津山市：女性)

消費者へのアドバイス

電力の小売り全面自由化以降、電話や訪問での勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が多く寄せられています。

例えば、一人暮らしをしている息子が、訪れた業者から「電気代が安くなるのでメーターを交換する」と言われたので、マンションの管理会社だと思ってよく確かめずに書類に名前等を書いたら、訪れた業者は管理会社とは関係ない会社で、送られてきた通知で電力会社に変更されたことが分かったといった相談です。

電力会社等から勧誘を受けたときは、事業者名や内容をよく確認し、必要なればきっぱり断りま

しょう。

切り替えに必要な住所や供給地点特定番号等の情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されています。検針票の記載情報を伝えたところ、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたというケースもあります。安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。

困ったときは、お早めにお住まいの地域の消費生活相談窓口(消費者ホットライン ☎188)、もしくは経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)に相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

特殊詐欺被害防止ネットワーク

カードの不正利用をかたる不審電話に注意!



7月10日(水)、岡山市内において、家電量販店の店員を名乗る者から、

- 『あなたのカードが勝手に買い物に使われている』などと電話があった後、警察官を名乗る者から
- 『カードが不正利用されたので、交換のため回収に行く』

旨の不審電話がかかっています。

また、この他の地域でも同様の電話がかかってくる可能性があります。

留守番電話機能を活用するなどして、すぐに電話に出ないようにしましょう。

- 犯人は、被害者に「誰にも相談しないで」などと指示します。

↓  
必ず警察に通報してください。

岡山県警察本部



第3回消費生活講座

健康寿命を延ばすヒント

～お口の手入れで素敵な笑顔～

講師：小林製薬株式会社

9月27日(金) 13:30~15:00  
きらめきプラザ5階岡山県消費生活センター研修室

第4回消費生活講座

快適な暮らしを送るための家事の大切さ

～きれいを保つお掃除のポイント～

講師：株式会社花王

11月15日(金) 13:30~15:00  
きらめきプラザ4階401会議室

受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は100名です。来場には公共交通機関をご利用ください。

センターからの

2019  
9・10月号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1  
きらめきプラザ5階  
TEL 086 (226) 1019 (2019.9月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 若者が狙われる! 海外投資の勧誘に注意
- テレビショッピングでも注文したら定期購入だった
- あなたの町の消費者啓発セミナーへ講師を派遣します
- ドライブレコーダーの映像は定期的に確認!
- 架空請求被害急増中!
- 消費生活相談事例 電気契約の切り替えトラブル
- 特殊詐欺被害防止ネットワーク カードの不正利用をかたる不審電話に注意!
- 消費生活講座

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… 086 (226) 0999 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… 0868 (23) 1247 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:30

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:086 (227) 3715

e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

若者が狙われる! 海外投資の勧誘に注意

知人の女性から資産形成セミナーに誘われ、お金を増やす方法として高い金利がつく海外の事業者への投資話を勧められた。その場で入会を決めクレジットカードで約90万円を一括払いしたが、後日、冷静になると契約したことを後悔した。支払ったお金を返金してほしい。(20歳代 男性)

- 最近、若者が知り合いから「必ず儲かる」、「高い利回りが出る」などと勧誘され、FX(外国為替証拠金取引)などの金融商品を扱う海外の業者と契約し、トラブルになったという相談が寄せられています。
- 友人やSNS、恋活パーティーなどで知り合った人などから誘われたセミナー会場などで数人に囲まれて強引に入会や投資を勧められ、「お金がない」と言うとクレジットカードや消費者金融などで借金をして支払いをさせられるケースもみられます。
- 安易に契約すると多重債務などに陥る危険性もあります。友人などの誘いであっても必要がない場合はきっぱりと断りましょう。簡単に儲かるなどの説明を鵜呑みにせず、契約の前には契約内容、投資先会社の所在や金融当局の認可、投資リスクをしっかりと説明をしているかなどをよく確認しましょう。
- また、借金の返済に困ると、人に紹介して商品購入や入会につながれば紹介料が入ると持ちかけられるマルチ商法まがいのケースについて相談もあります。
- 不安に思ったとき、困ったときは、早めにお住まいの地域の消費生活相談窓口(消費者ホットライン ☎188)に相談してください。



# テレビショッピングで注文したら定期購入だった

## 事例

テレビショッピングで健康食品を購入し商品が届いた。その後、何も頼んでいないのに1カ月後に同じ商品が届いた。よく確認すると「定期お届けコース」になっていた。これ以上は要らないので返品し、定期購入を解約したい。

(80歳代 女性)



- テレビショッピングは情報の表示時間が限られているため、ついつい商品の印象やお得感ばかりに気を取られてしまいますが、契約内容や解約条件を見逃さないようにしましょう。なお、定期購入である場合は、その旨や定期購入の期間など重要な事項が表示されているので注意しましょう。
- 電話で注文する際にオペレーターが定期購入等の契約条件を説明する場合があります。しっかりと話を聞いて、注文内容を確認しましょう。説明が分からない場合や契約内容について説明がない場合は自分から確認し、納得してから注文しましょう。
- テレビショッピングなどの通信販売ではクーリング・オフの制度はありません。ただし、契約条件によっては返品出来る可能性がありますので、困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報第314号」より

# ドライブレコーダーの映像は定期的に確認!

## 事例1

ドライブレコーダーを取り付けたが、SDカードの不良でデータが録画されていなかった。

(70歳代 男性)

## 事例2

自動車を運転中、交差点で対向車と衝突した。ドライブレコーダーに録画されているはずの映像が記録されていなかった。

(60歳代 男性)



- 相談事例では、事故やトラブルの時に確認した際、初めて映像が記録されていないことに気が付いたという例が多く見られました。
- データを記録するSDカードの異常により、映像が記録されていないケースがあります。SDカードは定期的にフォーマット(初期化)する必要があります。また、繰り返し使用し、劣化していく消耗品なので定期的に交換しましょう。
- 取扱説明書をよく読んで、ドライブレコーダーに合ったSDカードを使用し、本体に異常が生じていないかの確認も含め、映像が正常に記録されていることを定期的に確認しましょう。

独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報第339号」より

## あなたの町の消費者啓発セミナーへ

# 講師を派遣します

岡山県消費生活センターでは、講話や寸劇などによる消費者被害防止の啓発活動を行っています。みなさんの地域や学校、職場など、いろいろな機会にご活用ください。



派遣対象	県内で開催する町内会、老人会、公民館講座などの会合 学校、職場(企業、福祉関係団体等)の研修会
派遣条件	講座時間は1時間~1時間30分程度
講座内容	消費者被害の防止を目的とした講話、寸劇、替え歌、紙芝居など
派遣料	無料
講師	ボランティア講師(団体、個人)、消費生活センター職員 ボランティア講師を希望する場合には、20名以上の参加が必要です。 学校や職場での研修会には、消費生活センター職員を派遣します。
申込方法	所定の講師派遣申込書に会場案内図を添えて、講座開催日の1か月前までに 県消費生活センターに申し込んでください。

- 申込書は、県消費生活センターのホームページから入手できます。

岡山県消費生活センター 消費者啓発セミナー

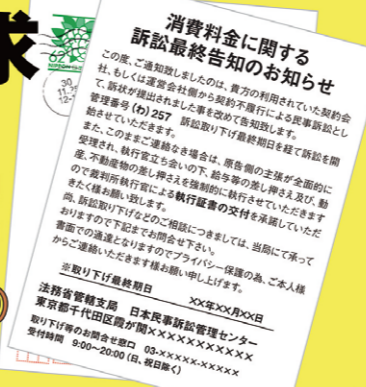


## くらしの 一日教室

団体を対象に、消費生活センターの見学を合わせた講座を行っています。

# 架空請求 被害 急増中!

こんなハガキが届いたら



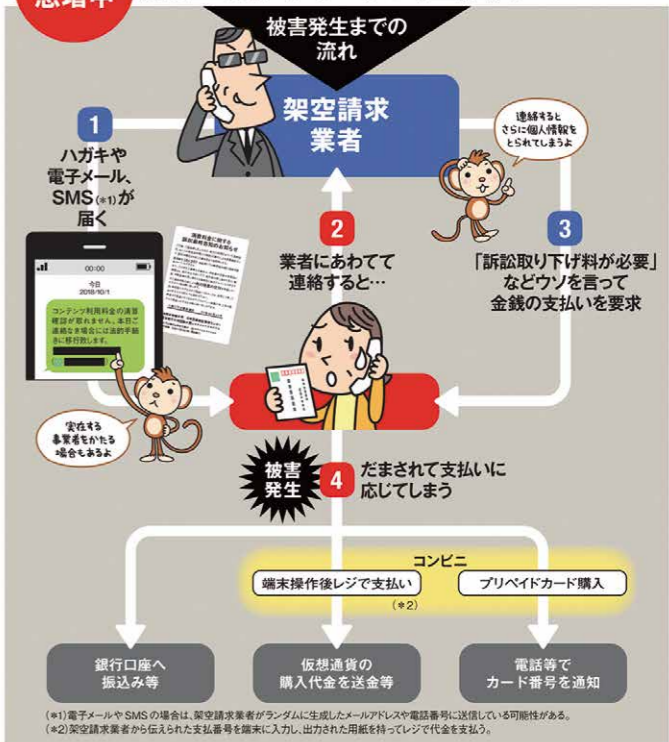
- 1 まずは、無視する
- 2 間違っても、連絡しない
- 3 不安なときは、聞いてみる



消費者ホットライン  
188に相談!

詳しくは裏面をご覧ください

## 被害急増中 架空請求に、ご注意!



消費生活センターは、地方自治体が運営する消費生活に関する相談窓口です。いちゃいちゃ! 消費者ホットライン 188 (※1の電話番号) 最寄りの相談窓口は電話がつながります。

お住まいの自治体の相談窓口は... 岡山県消費生活センター

2019年10月発行 編集・発行: 独立行政法人国民生活センター(法人番号4021005002910) デザイン: 株式会社アール イラスト: 川崎朝雄